慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	初期福沢諭吉の人間観 : 権利、義務、労働
Sub Title	Fukuzawa Yukichi's view of human being in the early part of his life : right, duty, labor
Author	姜, 兌玧(Kang, Tae-Youn)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.116, (2018. 3) ,p.245- 276
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20180315-0245

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期福沢諭吉の人間観
――権利、義務、労働――

姜　兌　玧

一　はじめに
二　西洋事情外編
(一)『西洋事情』外編と『政治経済学』
(二)　政治的人間観と経済的人間観
(三)　権利と義務
1　権利、そして文明社会の尺度としての自由
2　義務としての経済的独立と遵法
3　社会学の領域に編入した経済領域：私有
(四)　まとめ
三　『西洋事情』二編「巻之一」
(一)『イギリス法釈義』においての権利と義務
1　「人間の通義」
2　権利と義務の相互性
(二)「収税論」
(三)　まとめ
四　労働問題：学問と労働
(一)『政治経済学』と『学問のすゝめ』においての労働
1　労働認識
2　単純労働と知的労働
3　スキル獲得
(二)　まとめ
五　終わりに

一　はじめに

小論の問題意識は、『西洋事情』外編と二編の時期に現れる福沢の人間観を、その権利と義務に焦点を当てて具体的に究明することである。また、その時期に福沢が読んだ西洋の経済書に現れている「労働」概念が『学問のすゝめ』初編の「学問」概念と類似している点に着目し、人間の義務としての「労働」と「学問」概念についても考察することを試みる。

福沢の人間観に関しては多くの先行研究が行われてきた。人間と関わる概念である「自由」や「平等」、「天」といった用語を福沢がどう理解したのかについての研究から、[1] 西洋書物との関係を究明した実証的研究[2]に至るまで様々な研究が存在する。これらの諸研究は福沢の人間理解、及び西洋書物に現れる概念の受け止め方等を明らかにし、福沢の人間観研究の幅を広げた。ただし、人間観という抽象的な概念の具体的な発現にまで触れている研究は極めて少ない。

そこで小論では、より実証的な観点から権利と義務概念を分析し、福沢が西洋から学んだ人間観を具体的に究明することに焦点をあて、また先行研究ではあまり触れられていなかった以下の点に注目した。まず、初期福沢が接した西洋書物の多くが経済書、法律書等政治思想とは違う領域の物だったところに注目し、政治思想分野で人間観を検討する根本的な理由を考察し、初期福沢の人間観の根本的な特徴を明らかにした。また、同じく初期福沢著作の多くが翻訳書で、福沢が自身なりの意図をもって編集を加えたことから、翻訳において福沢が行った省略や追加部分、または福沢が著作に翻訳しなかったが影響を受けている部分にも注目し、明らかにした。最後に、福沢の初期の発言と晩年の発言を混ぜあわせ議論するよりは、[3]『西洋事情』外編の時代から『学問のすゝめ』初編に至る時期までをなるべ

く時系列にまとめて福沢の人間観を追っていく。

二　西洋事情外編

㈠　『西洋事情』外編と『政治経済学』

『西洋事情』外編は、福沢が著作の中で初めて社会の中の「人間」という存在に対する具体的な考察が行われている著作である。それは外編の執筆同期を考えると自然な結果であった。

外編は基本的に翻訳書である。この種本はジョン・ヒル・バートン（John Hill Burton）の『政治経済学』[4]で、福沢はこの本の前半部をほとんど全訳して載せた[5]。『西洋事情』初編の続きを書く予定であった福沢は、「思ふに本編総目の順序に従て其事を記せんが如きは、唯各国の史記政治等、一端の科条を知らしむるのみにて、未だ西洋普通の事情を尽すに足らず[6]」と、表の事情だけを述べることの限界を感じるようになる。この問題意識を持っていた中で福沢が知ったバートンの『政治経済学』は、西洋社会がよって立つ前提条件を明らかにしている点で、福沢にとって「天啓」であった[7]。

以前の福沢の著作に比べて、『西洋事情』外編の記述方式や問題意識は全く異なる。外編以前の福沢の関心事は西洋の「外様」であり、その記述方式は項目別、百科事典式羅列式で、取り扱った主題も地理、兵式、旅、衣食住等であった[8]。一方で『西洋事情』外編は物事の原理を明らかにし、それを積み重ねてより大きな概念を説明していく記述方式をとっている。「人間」、「家族」といったミクロな部分を論じてその概念を明らかにし、それを基盤に「世の文明開化」、「各国交際」、「政治制度」といったマクロな領域を説明する方式である。こうして社会全般の構成原理を明

らかにした上で、後半部ではこのような社会を動かす経済活動について詳しく説明するのが『政治経済学』全体の構成である。「原理」（principle）に注目するという福沢の問題意識は、バートンの意図でもあった。『政治経済学』の「まえがき」（Notice）で、バートンは「政治経済の原理を知ることを、初等教育の一部とするべき」と述べ、また「社会や道徳問題との向き合いによって、政治経済の原理は自然に学生に身につくことが期待できる」[9]と述べている。

この本を知った福沢は、『西洋事情』初編に続けてロシア、フランス、ポルトガル、プロシアを論ずる続編を書く計画を変更して、その代わりにバートンの『政治経済学』の主要部分を翻訳した『西洋事情』外編を出版した[10]。物事の原理探求の対象にはその最も基本となる存在である「人間」も入っている。故に人間観を検討する際、『西洋事情』外編は重要な意味を持つ著作なのである。

㈡　政治的人間観と経済的人間観

『西洋事情』外編に現れる人間の権利と義務の検討に先立ち、まず政治学と経済学において「人間観」の意味について考察する。これにより、バートンの経済書から影響を受けた福沢の人間観が、政治思想で一般的に取り上げられる人間観と違ってより功利的であった点を究明する。

政治思想において人間観を検討する理由は何か。例えばロックは次のように言う。

> 政治権力という権利［とロックはいう］を理解し、それをその根源から導びき出すためには、われわれは人間が自然のままではどのような状態にあるかを考察しなければならない[11]。

人間観を検討する理由は政治権力の根源を明らかにするためだと述べている。自然状態の人間が身の安全を図るため

に、あるいは自分が獲得した財産を守るために、人間同士で契約を結び、自分たちを統治する権力を委任する。社会契約論は人間の考察から始まったものであり、政治権力の正統性を付与するための契約でもある。つまり、政治思想においての人間考察の目的は権力の行方を決める作業である政治にあったのである。政治権力問題の一環としての人間考察はロックだけでなく、マキアベリ、ホッブス、ルソー等、政治思想において人間の考察を行った思想家達が共通に持った問題意識でもあった。

一方で、経済書である『政治経済学』の人間認識は政治思想書のそれとは違う。福沢も『西洋事情』外編の冒頭で述べているように（詳しくは後述する）、この本は前半部が「社会学」（Social Economy）、後半部が「経済学」（Political Economy）を説明し、前半部は後半部説明の土台を構成している。分量も後半の経済学部分が多く、かつ詳細に説明している。そういった構造の中で、人間は生産の主体として登場している。この本の中で人間活動の目的は経済的独立で、それをどうやって行うのかが重点的に書かれているのである。つまり、『政治経済学』においての社会学は、あくまでも経済学のための社会学であった。

経済学においても、経済活動の主体としての人間がどういう存在なのかについての考察は行うが、ここでの人間は社会の中で行われる経済活動の主体であり、その人間観考察においては、自然状態考察の必要がない。労働を行って物に価値を付け、それを利用して利潤を残す。それは個々人の生活の営みに使われると同時に新たな生産のための投資にも使われる。このような一連の経済活動を可能にする基本単位が人間で、経済学の中で人間は目的性を帯びる存在となる。特にアダム・スミスに影響を受けているバートン[12]の場合は、人間の行動の目的性が明確に現れる（後述する経済の独立及び労働である）。スミスを含む古典学派経済学の特徴の一つとして資本家、労働者、地主階級といった経済主体の階級化[13]が挙げられるが、このような社会理解では、それぞれの階級の中にいる人間の行動様式や役割が重要視される[14]。

こういった観点から考えると、福沢の『西洋事情』外編においての人間は社会といった巨大な経済システムに属する存在で、その役割が重要視されている。福沢は今では政治思想の分野で取り上げられている人物であるが、上述のように『西洋事情』外編は経済書をもとに書かれた本で、外編を出版した一八六八（明治元）年当時の福沢は政治との関わりのない人物であった。そのため、『西洋事情』外編ではホッブスやロックのような自然状態の考察より、経済活動を基準にした功利的な観点からの人間像の考察が行われている。より自由で、絶対的な条件下で人間の権利と義務が述べられるのは、法律書であるブラックストンの『イギリス法釈義』を取り上げた『西洋事情』二編の時であるが、その場合においても、政治思想での人間観考察ほど人間の自然状態を深く掘り下げて考察することはなかった。例えば、『西洋事情』外編の「人間」章で福沢は次のように述べている。

> 人間開闢の初に於ては、固より相交るの道を教る者なし。唯其自然に希望する所と人気の赴く所に随って、知らず識らず交際の法律を設て互に便利を得たりしことなれども、歳月を経るに従て、其諸法の内より至当たるものを撰で終に一科の学と為し、之を人間の交際及び経済の学と名けり。(15)

自然状態の人間が社会を構成するまでの流れを述べるこの文章は、極めて簡略に叙述されている。政治思想において自然状態の考察は、右の部分をより具体的に取り上げるが（むしろそれが議論の目的となるが）、『西洋事情』外編では右の文章が唯一な人間の自然状態考察の箇所であり、簡略に述べられている。人間の自然状態に注目するよりは、既に人間が社会を構成した状態から論議が始まるとみてよかろう。

(三) 権利と義務

前述のよう、『西洋事情』外編は基本的に『政治経済学』の翻訳書である。福沢の翻訳思想、特にこの章と関係する「freedom」や「liberty」の摂取については、安西敏三の具体的考察が残っている。安西は『西洋事情』外編の自由概念（特に「civil liberty」）において、福沢の翻訳から自主的人格の精神を各人に保持させるための彼なりの工夫、儒教的思想、幕末維新期に広くみられたと思われる政治至上主義が現れていると述べている。[16] この章で引用する福沢の四つの文章は議論上極めて重要な意味を持つため、原文と翻訳を同時に載せる。

まず冒頭の「人間」章において、福沢は人間が持つ二つの公理的性質を次のように述べている。

INTRODUCTORY-SOCIAL ORGANISATION

1. Man, in being placed upon the earth by his Divine Creator, has been invested with certain powers and dispositions which bear a relation to the qualities of the external world, and appear as designed to enable him to live and thrive in this transient scene of being.

2. His happiness, as far as that scene of existence is concerned, depends on the success with which he can adapt himself to each accidental circumstance as it arises, and the skill with which he applies himself to the improvement of those circumstances. He is not offered ready means of indulgence, but called upon to observe that, by a due degree of mental and bodily exertion, he may supply himself with what will satisfy his wants and gratify his tastes. This is simply equivalent to an intimation from above, that he is designed to be AN ACTIVE BEING.[17]

「人間」

人の生ずるや、天より之に与ふるに気力を以てし、之に附するに性質を以てし、此気力と性質とに由て、外物の性に応じ、以

て身を全して、朝露の命を終ることを得るなり。

外物の来るに従ひ、機に臨み変に応じて其処置を施し、一朝の患なく亦終身の憂なし。是れ所謂人間の幸なれば、妄に喜怒哀楽の情に逐はれ、血気の情欲に制せらるゝことなく、適宜に心身を用て、我望む所を達し我好む所を得て、自から満足せんことを求むべし。之を概して云えば、人は為すことあるべきの造物なり。(18)

人間は社会を生きていくために必要な能力を持って生まれる、そして人間は自分の幸福のために能動的に活動していく存在であるという点が挙げられている。「為すことあるべきの造物なり」の原文は「he is designed to be AN ACTIVE BEING」と、能動的な姿勢が強調されていると同時に、「作られた」という受動態表現から生まれつきの性質を意味している。自分の幸せのために常に行動する性質を持ち、またそれを「果すべく」生まれたのが人間なのである。クレイグは、このような人間像について篤実なキリスト教信者であるバートンの背景が反映されていると述べる。(19) 実際福沢が「天」と翻訳したところの原文は「his Divine Creator」（神聖なる創造者）で、それ以外の箇所においても、人間の性質や自然資源等生まれつきのものはすべて神からその由縁を見つけている。ただこの箇所を除くと、『政治経済学』は極めて論理的な構成をとっており、経済書ならではの合理性をもって物事の由縁を明らかにしている。記述において神を言及する場合は、人間の生まれつきの性質を論じる時、そして天然資源等、人為的な加工を加えてないものを論じる時だけであった。

1　権利、そして文明社会の尺度としての自由

「宿命」とも言える人間の公理的性質を明らかにした上で、福沢は「人生の通義及び其職分」章でこのような性質を持った人間の権利と義務について論じている。そこで最初に登場するのが権利としての「自由」概念である。

福沢の自由観念については多くの先行研究がなされてきた。[20] その中で宮村治雄の研究は、『西洋事情』から『学問のすゝめ』第六、七編までという小論と殆ど同時期を対象にし、「自由」と「法」概念の関係性を中心に福沢の自由観の考察を行っており、対象時期及び「自由」と「法」との関連を自由観考察の対象にした点から、小論の自由観考察と一致するところがある。[21] 小論ではそれを踏まえた上で、功利的な観点から福沢の「道具としての自由」観、及び文明社会の尺度としての自由観について簡単に触れる。

まず、自由について福沢は次のように述べている。

> While God has given man the gift of life, he has also given him the capacity to support that life, provided he duly employs the means. This capacity for exertion, however, would be useless without liberty to use it.
>
> Accordingly, every human being, of whatever colour or country, has, by a law of nature, the property of his own person. He belongs to himself. In ordinary language, *man is born free.* This freedom he is not at liberty to sell or assign. Neither, in justice, can any one take away his personal freedom, so long as he conducts himself properly and does not injure his neighbours. A man may enter into a contract to serve another for a reasonable length of time, for hire; but in doing so he still retains the property of his own person, enjoys the fruits of his own industry, and no one is entitled to intrude on his domestic arrangements. In law, this degree of freedom is called *civil liberty.*[22]
>
> 天より人に生を与れば、又従て其生を保つ可きの才力を与ふ。然れども人、若し其天与の才力を活用するに当て心身の自由を得ざれば、才力共に用を為さず。故に世界中、何等の国たるを論ぜず何等の人種たるを問はず、人々自から其身体を自由にするは天道の法則なり。即ち人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し。其生るゝや束縛せらるゝことなく、天より附与せられたる自主自由の通義は、売る可らず亦買ふ可らず。人として其行ひを正ふし他の妨を為すに非ざれば、国法に於ても其身の自由を奪取ること能はず。今給料を受て人に奉公する者は、或は其身不自由なるに似たれども、其実は然らず。奉公の人

にても其身体は其人の身体にて、煩労の代には給料を受け、一身の処置を為すに他より之を間然する者あることなし。右所述の自由の趣意は、国の制度に於て許す所にて、これを人民普通の自由と名く。[23]

生まれつきの能力を利用して能動的に働き、幸福を達成する存在が人間なのであれば、「其天与の才力を活用するに当て心身の自由を得ざれば、才力共に用を為さず」と、自由はその働きを可能にするに必要な道具である。これは「自主自由の通義」として、「国の制度」つまり法律によって保障される権利である。これが、外編においての福沢の「道具としての自由」概念であった。

一方で文明段階と自由の関係について、福沢は次のように述べている。

Some have thought that the barbarous state is that in which there is greatest freedom: but the freedom which there exists is only a freedom to starve; a freedom to tyrannise if we have the power; a freedom to commit crimes unpunished. It is only after civilization has imposed and can maintain equal laws for all, that true freedom can exist.[24]

或人以為らく、……人生最大の自由は蛮野の世に在りと。然れども是れ其一を知て其二を知らざるの論なり。蛮野の世に行はるゝ自由とは、恰も人をして餓死せしむるの自由なり、力を以て暴虐を恣にするの自由なり、罪を犯して罰を蒙ることなきの自由なり。豈これを真の自由と云ふ可んや。文明開化に従て法を設け、世間一様にこれを施して、始て真の自由なるものを見る可し。[25]

福沢は、「蛮野の世」と「文明開化」という対比する概念を用い、自由の水準を文明社会と野蛮社会を見分ける尺度として区別した。「法を設け……真の自由なるものを見る可し」と、法律で一律に制限される自由があってこそ、文

明社会はきちんと機能するということである。三度の海外経験を通して西欧を見聞し、いわゆる先進国の発達水準及び国間の格差を認識していた福沢[26]が、法律によって制限される自由及びその自由に伴う責任を強調したのは、文明社会の度合いと関係する問題であったのかもしれない。

2　義務としての経済的独立と遵法

一方で、人間の義務は「経済の独立」、そして「遵法」であった。義務について、福沢は次のように述べている。

> Along with the rights with each individual enjoys in society, are imposed the duties he owes to it. He has, in the first place, the duty of providing for his own wants, and for the wants of his family, so that he and they may not become a burden upon others. Since, moreover, he enjoys protection from society under favour of its various laws and regulations, he is bound to respect, in his own practice, those laws and regulations. If he does not provide for himself and his own, while he is enjoying the rights which society respects in him, he is, in a manner, defrauding it.[27]

> 人各々その通義を逞ふして天性を束縛することなければ、又従てその職分を勤とめざる可らず。之を譬えば家業を営て運上を納るが如し。自から衣食を求め又家族の為めに之を給して、他人の煩を為さゞるように心掛るは、人たる者の職分なり。世に法律ありて、我身体を保ち我通義を達することを得るが故に、小心翼々、以てその法律を尊敬せざる可らず。是亦人たる者の職分なり。若し人として自から衣食住を給するの道を知らずして他人の煩を為し、徒に我自由を求め我通義を達せんとするは、即ち人の功を盗むなり。[28]

「通義を逞ふして天性を束縛することなければ、又従てその職分を勤とめざる可らず」で分かるように、権利を享受する分、人間には義務がつく。義務の一つは「自から衣食を求め」て自身と家族の経済の独立を為して他人を煩わさ

ないこと、もう一つは、法律によって自身の権利が保障される分、自身もその「法律を尊敬せざる可らず」ことである。人間が自由を用いて経済活動を行い、経済的独立を達成して他人を煩わさないことが義務なのである。経済的独立が義務として提示されていることを考えると、自由は単なる権利ではなく、広義的には義務にもなる。それがあってからこそが、義務として提示されている経済的独立を成し遂げられるからである。

特異点は、自由の方向性が決まっている点である。人間としての基本権だけでなく、経済の独立、つまり経済活動を行うことが明確な目標として提示されているのが『西洋事情』外編においての自由の特徴でもある。「自から衣食を求め又家族の為めに之を給」することを義務として提示している点は、経済書から影響を受けた福沢の人間観の特徴として言えることであろう。

3　社会学の領域に編入した経済領域：私有

今まで福沢が取り上げた内容は『政治経済学』の目次に沿った翻訳によるものである。ところで福沢は『西洋事情』外編の翻訳において、自分の意図に沿って一部を編集している。この章では、福沢が原書の構成を変えて社会原理の領域に編入させ、人間の権利として提示した「私有」（Property）について検討する。

『西洋事情』外編の「題言」で、福沢は次のようにこの本の構造を説明している。

> チャンブル氏の経済書は、書中論説の大段を両部に分ち、前部には人間交際の道より各国の分立する所以、各国の交際、政府の起る所以、政府の体裁、国法、風俗及び人民教育等の箇条を説き、これを「ソサイヤルエコノミー」とし、後部には経国済世の事件を論じ、これを「ポリチカルエコノミー」とす。然るに頃日、社友神田氏所訳の経済小学二冊を得て之を閲するに、その事実第二段に載する所と略相似たれば、畢竟又大同小異の書に過ず。因て余は唯本書中、首の一段を訳し、その余、経済論の詳

なるは、姑く擱して之を小学に譲れり。[29]

つまり、『西洋事情』外編においては原作の前半部である社会学のところだけを翻訳したということである。この構成は、バートンの意図でもあった。福沢の訳を借りると、バートンは「経済の総論」（The nature of Political Economy）において、「前の条々は専ら人間交際の道を明かにし、良政府の主幸を説たるものにて、稍や経済の論には遠ざかりて、之を人間交際の学とも謂ふ可し。然れども他に又種々の事情ありて、其処置宜しきを得れば、自から人間の交際を助け、良政府の基を開き、以て世人の幸福を増す可きもの少なからずとのことは、前既に之を記したり。今此条目に於ては経済に関係せる事を論ず可し。[30]」と、今まで取り扱った内容が社会学（Social Economy）で、これから論じる内容を経済学（Political Economy）だと述べている。

しかし福沢は原書の目次に沿って「経済の総論」を『西洋事情』外編に全訳して載せつつも、続けて「私有の本を論ず」（Origin and Nature of Property）、「私有を保護する事」（The Protection of Property）、「私有の利を保護する事」（Protection of the Profits or Fruits of Property）までを外編に載せている。福沢の説明通りだと、バートンが経済学の領域として分類した「私有」に関する部分を、福沢は社会の原理としてとらえ、外編に載せているのである。人間の権利と義務の側面から考えると、福沢が人間の権利として私有、つまり「財産権」を重視し、それを社会を構成する原理としてみていたことが見て取れる。

その中でも、福沢は「私有の本を論ず」において、私有の種類として紹介されている特許（パテント）と著作権（コピライト）に注目している。バートンは特許と著作権を私有の種類の一つとして簡略に紹介しているが、福沢は他の書物の内容を加え、大いに補足している。福沢は「私有の本を論ず」において、バートンの「Origin and Nature of Property」を全訳した後、細部項目として「勤労に別あり功験に異同あるを論ず」、「発明の免許（パテント）」、「蔵

版の免許（コピライト）」をつけ、補足説明を行っている。「勤労に別あり功験に異同あるを論ず」は、ウェーランド（Francis Wayland）の『経済論』（Elements of Political Economy）の中の「Of the different Products of the various forms of industry」[31]の翻訳で、他の二つに関しては未詳である。福沢は私有を「価ある物を躬から為めに用ひ、或は自由に之を処すべき権を云ふ。」[32]と、私有の権利性をはっきりと認識した上で、「心を労して発明と工夫とを勤むるもの」について具体的に説明する。「精心を以て産する物は、其需用、供給、勤労、報酬の趣、全く尋常の物に反対するが故に、常則を以て之を制す可らず」と述べ、「文明国に於ては……此類の勤労を為せし者へも必ず至当の報酬を得せしむるの処置を為せり。」[33]と述べている。それが「発明の免許（パテント）」と「蔵版の免許（コピライト）」なのである。特許と著作権は、「心を労して」働く福沢の学者認識の現れと同時に、文明社会の法則という面では、特許と著作権を先進した制度ととらえ、このような知的労働の権利を人間の権利として唱えた[34]。

㈣　まとめ

『西洋事情』外編において福沢は、果たすべきもののある存在、そしてそれを成し遂げるに相応しい能力持って生まれる存在としての人間像を公理として提示し、このような人間の権利として自由と財産権を、義務として経済の独立と遵法精神を取り上げる。経済的独立が義務として提示される中、自由はその活動を円滑にするために人間が持つ前提条件となったため、義務としてとらえることもできる。また、財産権の中でも福沢は特許と著作権を強調し、ウェーランド等他の著作の関連内容を引用し、付け加えた。経済的独立や特許、著作権の強調から、この時期福沢が西洋の経済書から深く影響を受けたことが見て取れる。また、自由、特許、著作権を文明社会の進んだ制度として評価していることから、福沢の文明段階論的認識も確認することができると同時に、自由といった無形の価値にもその目的を提示していることから、その功利的考えもみられる。

三　『西洋事情』二編「巻之一」

『西洋事情』二編、その中でも「巻之一」にみられる人間の権利と義務は、外編と大きく変わらないが、一層深く、かつ具体的である。福沢は『西洋事情』二編の構成について、「例言」で次のように述べている。

> 我邦に於て始て英書を翻訳するや、其事業固より容易ならず、加之、現今当務の要を挙げ、学者をして早く外国の事情に通ずるを得せしめんとするに急なれば、自然疎漏の譏を免れず、又此譏を顧るに遑あらず、匆々筆を走らし、聞見の実録と諸書の撮訳とを揮写して、数十葉の……故に学者、之を読で事の梗概を窺得するも、遂に未だ真味を嘗め佳境に入るに由なし。……或は其解を誤らんも計る可からず。……余これが為に恐れ、因て今爰に彼法律書、経済書等の中より撮訳して、先づ人間の通義（英版ブラッキストーン氏の英律を抄訳す）及び収税論（英版ヱーランド氏の経済書を抄訳す）の二箇条を挙て、其議論の詳なるを示し、以て第二編の備考に供す。……学者、宜しく此二条を初編の備考及び外編（三冊去年開版）の議論に参合して、則ち以て大なる過なきに庶幾からん乎。[35]

西洋の書物を翻訳して日本に紹介してきたが、（特に学者たちに）その趣旨が正確に伝わらず、誤訳や誤解を招くことが多い。そのため、二編においてはまず「巻之一」で法律書と経済書を抄訳して、本編である「巻之二」、「巻之三」の理解を助ける。初編の備考と外編と合わせて参考にし、過ちのない理解を願う、とのことである。『西洋事情』二編に「巻之一」においての問題意識は、外編のそれを継承し、引き続き西洋事情の正しい理解のためその原理を追求しているのである。

そこで福沢が引用したのがブラックストン（William Blackstone）の『イギリス法釈義』（Commentaries on the Laws of England）[36]とウェーランド（Francis Wayland）の「収財論」[37]であった。この二つの書物は、それぞれ人間活動においての権利と義務を提示している。

㈠　『イギリス法釈義』においての権利と義務

福沢とブラックストンとの関係については、安西敏三のまとまった研究が存在する。安西は、福沢が読んだ『イギリス法釈義』の版本や、『イギリス法釈義』の構成、及び法思想史において『イギリス法釈義』が持つ意義等を究明し、またそこに現れている人間の基本権としての「自由」に主に焦点を当てて分析を行っている。[38]そのため、小論では『イギリス法釈義』の構成や内容、福沢とブラックストンの原文、福沢が接した版本の説明等は省略し、『西洋事情』二編に現れている『イギリス法釈義』の内容を簡略にまとめた上で、権利と義務の関係において原作から翻訳が抜けている部分を取り上げ、福沢の記述を補足する。

1　「人間の通義」

福沢が翻訳して載せた部分は、『イギリス法釈義』第一巻の「人間の権利」（of the Rights of Person）中、「個人の絶対権」（of the Absolute Rights of Individuals、福沢は「absolute」を「無係」と訳している）である。[39]『西洋事情』外編に比べると、福沢は内容を全訳せず、簡略な紹介を含めた抄訳をしている。

ここで福沢は、経済書のように目的性を持つのではなく、絶対的な（absolute）人間の権利と義務について考察を行っている。国法は「正理」（RIGHT）を勧め、「邪悪」（WRONG）を禁ずるもので、国法を論じることはその理と非を論じることであると言う。権利と義務は、人の正理の二つの種類として登場する（詳しくは後述する）。また権利と

義務は、有係（relative、相対的あるいは社会的個人）の場合と、無係（absolute、絶対的個人）の場合で区分される。二編では無係の場合のみについて論じている。無係において、権利はどういう場合においても不変、絶対的な基準と価値を持つ。しかし義務はその適用が異なる。絶対的な個人としての行動は、それを制限する法的根拠はないが、その行動が社会全体に悪影響を与えるものであれば、法律制限の根拠となり制裁をうける。例えばある人が「個人として」邪悪な性質や攻撃性を持っているとしても、それを社会に向けて表さず、社会秩序を乱さないのであれば、法律はその人を制裁しない。しかし、その性格が社会を乱すのであれば、それを禁じるのが法律の役割なのである。人生において無係の通義は、人生天賦の自由である。人の自由は、人として社会に属して生活し、それによる利点を得るため、これを償うために聊か棄却しなければならない。英国人民の自由の権利は一日でできたものではない。長い歴史を経て、追求と棄却を繰り返して、現在の位置づけとなった。英国人民の権利は三種類に分けることができる。命の保護、身体の自由、私有を保つ権利がそれである。命を保護する権利とは、生命を保ち、四肢を保ち、身体を保ち、健康安寧を保ち、名声面目を保つ権利のことを言う。また、身体の自由とは罪を犯さない限り、自身の身を自由にすることができるという意味で、具体的には住居の自由が挙げられる。私有の通義とは、私有の物を個人が自由に用い、自由に楽しみ、自由に処分する権利である。[40]

二編の「人間の通義」において福沢は、周りの環境に影響されない絶対的な人間の正しい生き方、即ち「正理」を論じている。その「正理」には権利と義務があって、福沢は主に人間の権利について論じている。無形の論理的考察を行った上で、その考察に基づいて生み出す有形の具体的な権利である生存権、住居権、財産権を挙げている。福沢は詳しく述べていないが、ブラックストンの言う「正理」の中には義務についても具体的に説明されている。次の章ではそれを検討する。

2　権利と義務の相互性

『西洋事情』二編の『イギリス法釈義』翻訳において注目すべきところは権利と義務の相互性、つまりある人の権利は他の誰かの義務だという概念である。この部分は元々、自由概念から派生する人間の権利に焦点が当てられているため、義務についての説明はさほど為されていない。権利と義務は相互作用する概念は福沢も二編において「一身の通義は、天下の衆人各々皆これを達す可きの理なり。概して之を人間当務の職分と称す。」[41]と翻訳して載せているが、別途この文章についての補足説明がなされていないため、やや理解しにくい。この文章の次に福沢は「又人の身に在ては天然と人為との別あり」[42]と、話題を変えて個人と法人といった「人」の区分についての説明に入る。ところがブラックストンの原書には二つの文章の間に、権利と義務の相互性について補足説明が述べられている。その内容は次のようである。

> Now the rights of persons that are commanded to be observed by the municipal law are of two sorts: first, such as are due *from* every citizen, which are usually called civil *duties*; and, secondly, such as belong to him, which is the more popular acception of *rights* or *jura*. Both may indeed be comprised in this latter division; for, as all social duties are of relative nature, at the same time that they are due *from* one man, or set of man, they must also be due *to* another.
>
> But I apprehend it will be more clear and easy, to consider many of them as duties required from, rather than as rights belonging to, particular persons. Thus, for instance, allegiance is usually, and therefore most easily, considered as the duty of the people, and protection as the duty of the magistrate, and yet they are, reciprocally, the rights as well as duties of each other. Allegiance is the right of the magistrate, and protection the right of the people.
>
> Persons also are divided by the law into either natural persons or artificial……[43]（下線引用者注）

最初と最後の下線部は福沢が『西洋事情』二編に載せた部分で、この間の文章は福沢が翻訳しなかった部分である。この省略部分を踏まえた上で内容をまとめると、人間の「正理」（right）には人間当務の職分（civil duties）と、一般的に知られている意味としての権利（rights）がある。職分も権利も、人の正理に属する。なぜなら、ある人の職分というものは他人との関連性を持つからである。簡単で分かりやすく理解するためには、人には権利があると理解するより、相対的義務があると理解する方が良い。例えば、忠誠は一般的に人民の義務と言われ、保護は裁判官の義務であるが、これを相互的に考えると、互いにとっての権利でもある。忠誠は裁判官の権利で、保護は人民の権利なのである。

「権利は義務でもある」と唱えるこの箇所は、二つの概念の相対性に注目すると同時に、「「権利」ではなく「義務」だと考える方が良い」という点を考えると、社会的存在としての人間の正しい生き方を明文化した箇所である。今では「正義」と「権利」という言葉で意味が分かれている「right」だが、二編において福沢はいずれの場合にも「通義」という言葉を使っている。二編冒頭の「例言」において福沢は用語理解の混乱を恐れ、別途「ライト」の意味を詳しく説明しているが[44]、それは「人間の通義」部分を指したことであろう。

(二) 「収税論」

「収税論」は、上述の通りウェーランドの『経済論』の一部を翻訳した内容である。福沢はそれを通して、納税という国民の義務について論じ、また税金の運営主体として政府が、税金を用いて果たさなければならない義務も取り上げている。福沢とウェーランドの関係については多くの先行研究が存在するため[45]、ここではウェーランドと福沢の著作を巡った背景等は省略し、人間の権利と義務という問題認識に基づいて、その内容を簡略にまとめる。

財貨産物は私用のために費やすだけでなく、公的な用途としても費やさなければならない。つまり公費である。こ

の公費は、人民の税により集められ、この公費を費やすのは人民の代理、つまり政府である。税法は、この公費を費やすことについての法律である。

税法には二つの種類がある。分頭税（direct tax）と物品税（indirect tax）がそれである。分頭税は国民私有の物に付くもので、個人が持っている私有から直接徴収する税である。物品税は、物の製作からその使用に至るまでの間、その物品の価に従って収める所の税である。外国からの輸入品に付く関税等がその例である。

これらの収税の際には、次の点を注意しなければならない。まず国民の私有に格を付け、一定の格以下の物に関しては税を取らないべきである。貧民の生活品等がこれに属する。また人の必需品には税を取らないべきである。また、「驕奢淫逸」（luxury and ostentation）な物に関しては、重く課税するべきである。

公費を用いて公務を行う際には、次の点に留意しなければならない。第一に政府の維持のために（公務員の給料など）、第二に人民の教育のために（教師の給料、教科書制作、学校設立）、第三に宗旨を護持するために、第四に国内の営繕のために、第五に貧民救助のために、第六に軍国の備に財を費やす事である。(46)

以上「収税論」の内容を簡略にまとめた。「収税論」では、納税という人民の義務、そしてその税を費やすにおいて政府が行うべき義務が具体的事例を挙げながら述べられている。「収税論」は人間の義務にその焦点が当てられているが、上述のように権利と義務は相互的に結びつく点を考えると、その権利の理解にもつながる。例えば学校を設立することは政府の義務であるが、一方でその学校を利用することは人民の権利でもある。

㈢　まとめ

福沢は『西洋事情』二編でブラックストンとウェーランドの著作を引用した。権利として自由を提示し、義務として遵法を提示したのは『西洋事情』外編と変わらないところであるが、二編には人間の権利と義務がより深く、そし

て具体的に論じられている。「人間の通義」においては人の権利を、「収税論」においては人の義務を主に取り上げ、また権利と義務が相互的に結びつくという点も提示している。権利と義務の相互関係については福沢も二編で述べているが、それに関して原文にはある補足説明を福沢は翻訳しなかったため、小論では原文の補足説明を行い、福沢の文章の理解を深めた。

四　労働問題：学問と労働

翻訳の時代を経て、福沢は日本に向け自身の主張を唱えるようになる。その中で最も有名な作品の一つが、『学問のすゝめ』である。人間の権利と義務の面からみると、福沢が日本民衆に唱えた第一の義務は何より「学問」であった。『学問のすゝめ』初編に現れる「学問」は、福沢が影響を受けてきたバートンやウェーランド、特にバートンの経済書に現れている「労働」観念と相当な類似性を持っている。バートンの労働概念、及びその中に現れる「勤勉」の精神は、福沢の「実学」精神と接点を持っており、学問に向き合う姿勢として一つのヒントを提供した。

福沢の人間観において、労働概念は今までほとんど取り上げられることがなかった。伊藤正雄がウェーランドの経済書との比較で、『西洋事情』に現れる労働論を簡単に分析したのが、ほとんど唯一と言え[47]、バートンの労働概念と福沢を比較した研究は先行研究を検討した限り見つからなかった。小論では、バートンの『政治経済学』に現れる労働概念が『学問のすゝめ』初編に現れる労働概念と類似するところがある点に着目し、その関係を考察する。

㈠　『政治経済学』と『学問のすゝめ』においての労働

バートンは『政治経済学』の導入部分において、「He must *work* that he may *enjoy*」[48]、福沢の訳を借りると「凡そ

我に得ることあらんと欲する者は、先づ我心身を労せざる可らず」[49]と、人間にとって働くことの重要性を唱えている。

その後バートンは「働くこと」（work）の概念を労働（labour）として具体化し、説明していく。福沢は「私有」の説明を最後に『西洋事情』外編を終えたが、バートンはその次に「労働と生産」（labour and production）、「価値の源泉としての労働」（labour as the source of value）、「労働の分業と組織」（division and organisation of labour）と三つの章にかけて労働について述べている。「私有」を説明し、これを生み出す作業として「労働」を取り上げたのである。この三つの章にかけてバートンは、価値の源泉としての労働の概念、労働価値の判断基準、生産性を高めるための技術習得の重要性、労働の区分（技術労働と単純労働、生産的労働と非生産的労働）、労働の区分と組織等、労働の概念定義から労働が価値生産に至るまでの流れまでを詳しく論じている[50]。小論ではバートンの労働観の中で、基本的な労働認識、単純労働と知的労働といった労働区分、心を用いてスキルを磨くことを取り上げ、まずその主な内容をまとめた上で、それを考察する。

1　労働認識

労働認識について、バートンは次のように述べる。

> 労働は人類に役立たなければならない。役立つためには、何かを成し遂げなければならない[51]。文明社会では、財産を持っている一部の人を除く全ての人は労働活動を行っている。その一部の人達は、雇用しているほかの労働者から、あるいは先祖から財産を得ている人達である。多くの人は心、力、あるいは両方を用いて自身の安楽と国の文明化に貢献している。英国人民は最も勤勉なため、英国は世界で最も強大な国である[52]。英国のような国は、多くの労働を通して安楽な生活を営為している。怠け者は、富裕な国の利点を得られない。街にいる乞食はとても貧乏だが、とても怠惰でもある[53]。

「役立つ」ための労働（tends to the benefit of the human race）は、実学を奨励する所と国の繁栄に労働がつながる点から、福沢の学問認識と類似しており、彼の実学精神の一つの方向性を提示している。また、英国人民が勤勉（industrial）で、その結果世界で最も強大な国であるという指摘は、その実学的学問を行うにおいて人民が持つべき心得となる。つまり、福沢が「すゝめ」ている学問の方向性、及びその方法は、バートンから見つけることができるのである。福沢は「実なき学問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。譬へば、いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等を心得、尚又進で学ぶべき箇條は甚多し。[54]」と述べ、「役立つ」学問の重要性を唱えている。それは「勤労」「勤勉」というエートスの中に位置づけられるもので、福沢はバートンの「役立つ」労働概念を種にして、学問の方向性、及び姿勢の転換を唱えている。また、勤勉な労働が国の繁栄につながるという認識も、福沢からみられる。福沢にとって学問は単に個人の豊かな生活のためだけではなく、国の独立のための急務でもあった。福沢は次のように述べる。

> 今の世に生れ報國の心あらん者は、必ずしも身を苦しめ思を焦すほどの心配あるにあらず。唯其大切なる目當は、この人情に基きて先づ一身の行ひを正し、厚く學に志し博く事を知り、銘々の身分に相應すべきほどの智德を備へて、政府は其政を施すに易く諸民は其支配を受て苦みなきやう、互に其所を得て共に全國の太平を護らんとするの一事のみ、今余輩の勸る學問も專らこの一事を以て趣旨とせり。[55]

2　単純労働と知的労働

バートンは労働を「力」（body）と「心」（mind）を用いるものと区分した上で、次のように述べる。

力、或いは心を用いて働くことを労働と呼ぶ。[56] 人の労働の価値は、それにかける時間ではなく、それが生み出す生産性と希少性によって決まる。船荷を積み込む人やれんが工は時計屋より働いているように見えるかもしれないが、前者ができる人は五十人で、後者は一人しかいないため、時計屋の収入は船荷を積み込む人やれんが工より多い。もしこれに不満を持つ労働者がいたら、その答えは簡単である。その労働者たちに時計屋の根気のいる労働ができるかどうか、やらせてみれば良いのである。[57] また生産性の場合、労働に対して世界が付ける価値によって決まる。労働者は時々、他の人が自身より給料が多いことについて不満を言う。その答えは前と同様、その人たちに給料の多い仕事ができるかどうかやらしてみれば良い。知的な仕事はたくさんの努力とエネルギーを要し、力仕事より難しい労働である。知的労働は一般的にはるかに多い収入を得て、高く尊敬される。[58]

福沢はバートンと同様「都て心を用ひ心配する仕事はむづかしくして、手足を用る力役はやすし」[59]と、労働を二つの種類に区分している（ウェーランドも、このような労働区分をしている）[60]。また「醫者、学者、政府の役人、又は大なる商売をする町人、夥多の奉公人を召使ふ大百姓などは、身分重くして貴き者と云ふべし」[61]と、心を用いる仕事が身分高い仕事であると述べている。ただ福沢はバートンの言う労働生産性や希少性ではなく、身分の高低差でそれを裏付けている。これは、身分制度のなかったイギリスに比べて、身分制度から脱皮して間もない時期であった日本国内に向けてのローカライズ作業かもしれない。

3　スキル獲得

労働においてのスキル獲得について、バートンは次のように述べている。

力を用いる単純労働者は生産性を高めることがほとんどできない。単純労働者が一日でできる仕事の量はほとんど決まっている。[62] ところが、心が労働に加わると生産性は無限大に近く上がる。ある人は他の人に比べて5－6倍の知的労働ができる。スキ

ルが労働に加わる利点が分かる。[63] スキルを磨くためには、忍耐と勤勉、粘りが必要である。一般的に、それは身体能力の高い時期、つまり若い頃に得られるものである。例えば言語の習得は大変だが一旦習得するととても使いやすい。[64] スキルは勤勉な人が得られるもので、怠惰な人は得られないものである。頭を使ってスキルを磨き、自分を成長させると、良い未来を迎えられる。[65]

スキル（skill, intellect）は、福沢の「学問」と最も類似しているバートンの単語かもしれない。福沢の「学問」は、「skill」のような技術的な面と、「intellect」といった知的能力の面も含むもので、実学精神とその具体的方法全般を併せ持っている。バートンは、スキルの獲得が労働において生産性を無限大に近く増大させる要素だと述べている。福沢も、「身分重くして貴ければ自から其家も富で、下々の者より見れば及ぶべからざるやうなれども、其本を尋れば唯其人に学問の力あるとなきとに由て其相違も出來たるのみにて、天より定たる約束にあらず……人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり」[66]と、「貴人」になるためには学問を磨くことが必要であると唱えている。そのためには、「身に才徳を備んとするには物事の理を知らざるべからず。物事の理を知らんとするには字を学ばざるべからず」[67]と唱えている。「字を知る」という「skill」的なものと、「物事の理を知る」という学問精神の高揚を同時に求めているのである。また、学問の例として上述のよう「いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱」の例を挙げ、単純な「力役」、つまり技術がなくてもできる仕事ではなく、何等かのスキル獲得によってできる仕事を勧めている。

(二) まとめ

『学問のすゝめ』初編において、学問は「労働」そのもの（work）でも、労働の中でバートンの言う「知的労働」

（intellectual labour）でもあった。勤勉に働くことが個人の経済独立、さらには国家の独立につながる点では学問は労働で、勤勉に働く労働者のおかげで英国が世界一の強国になったと述べるバートンの認識と脈を一緒にする。一方で、心を用いる仕事が富と名誉をもたらし、貴い身分になれる手段であると述べる点からは、福沢が勧める学問はバートンの言う「知的労働」である。

バートンの『政治経済学』においての労働概念は、『学問のすゝめ』初編に現れている実学精神の種を提供した。バートンは『政治経済学』において、経済的観点から技術的な「労働」概念と精神的な「勤勉」を説明している。福沢はそれを実学精神と結びつけ、バートンの労働認識から「勤労」「勤勉」の精神を見出している。「勤労」「勤勉」のエートスの中に、「スキル獲得」や労働区分は位置づけられ、福沢の実学思想のヒントとなったのである。

五　終わりに

小論では、初期福沢の翻訳書の時代を通して、福沢が西洋から受け入れた人間の権利と義務はどういったものであったのかを検討した。また、その中で人間活動と密接に関連する労働概念についても考察を行い、『学問のすゝめ』初編との比較を行った。この作業を通して、まず『西洋事情』外編において福沢が重視した人間の義務の一つが経済的独立で、自由はそれの実現のために与えられる権利として尊重される概念であることを明らかにし、人間の権利と義務の関係の中で自由の位置づけを究明した。また、福沢が影響を受けた西洋書物が経済書で、そこから私有権への関心がうまれた点、またその中でも特許と著作権といった、学者の身分である福沢と関係深い権利に注目した点を明らかにした。

『西洋事情』二編では、外編の概念がより深く、具体化される。まず、権利と義務は一見対峙する性質のものであ

るが、ある人の権利は他人の義務であるという相互的な関係にあることを、福沢はブラックストンの法律書を通して理解していたことが分かった。「自由」や「私有」概念はより具体化され、生存権や住居権、財産権といった法律として現れた。またウェーランドの経済書を引用した「収税論」を二編に載せ、納税が政府の運営のため人民が行うべき義務である点、そしてその税金を納めた政府がそれを用いて行うべき義務について詳しく論じた。

さらに、福沢が影響を受けたバートンの『政治経済学』には労働概念についても詳しく説明されている点に着目し、『学問のすゝめ』初編で唱えられる「学問」がバートンの「労働」概念と密接な関係があることも明らかにした。

小論で取り上げた時期は主に福沢が翻訳書を出版した時期である。福沢は西洋の著作から自身の思想判断の根拠を習得し、この時期を経ると本格的に日本国内の情勢を診断し、自身ならではの処方箋を提言した。従って、小論で取り上げた翻訳の時代とともに、これを実際にどういうふうに明治日本に適用しようとしたのかを確認することも極めて重要な作業である。固より、小論も翻訳の時代を取り上げることで、実際福沢がこれらの考えをどういうふうに日本国内に適用したかについての検討には紙面の制約により至らなかった。今後の課題として念頭に入れるべきところである。

（1）「人間観」という用語を直接的に用いた研究については武田清子「福沢諭吉の人間観」（『国際基督教大学学報Ⅰ－A、教育研究』第五号、一九五八年）及び児玉友春「福沢諭吉の封建的人間観」（『皇学館論叢』第四五号、二〇一一年）、長谷川精一「福沢諭吉における天賦人権論と天賦能力論：徳育論の基礎としての人間観の分析」（『京都大学教育学部紀要』第三七号、一九九一年）及び中沢鐵「福沢諭吉の道徳思想と人間観：福沢の道徳教育論の前提についての考察(1)」（『教育科学研究』第二号、一九八三年）などを参照。特に中沢の論文には、福沢の人間観の先行研究分析がより詳しく行われている。

（2）代表的な研究者としてアルバート・M・クレイグ、安西敏三、松沢弘明等が挙げられる。これらの諸研究については、本文を論じながら触れることにする。

（3）例えば武田清子は「福沢諭吉の人間観」において、一八七三（明治六）年の『学問のすゝめ』二編から一八九七（明治三〇）年の『福翁百話』までの発言を集めて論議を展開している。

（4）小論で用いた資料は *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, Edinburgh: William and Robert Chambers, 1852 である（以下 *Political Economy*）。

（5）福沢は『政治経済学』を目次通りに翻訳したが、「競争システムの反対についての考察」（Objections to the Competitive System Considered）を省いている。この章は、全ての人民の富を同じくする共産主義が国家に導入されるとどういった弊害が予想されるかに関する内容である。

（6）慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一巻（岩波書店、一九六九年）三八五頁。

（7）アルバート・M・クレイグ著、足立康訳『文明と啓蒙：初期福沢諭吉の思想』（慶應義塾大学出版会、二〇〇九年）八六頁。『西洋事情』外編とバートンとの関係についての先行研究はクレイグの研究がほとんど唯一である。

（8）そのため、この時期の人間観は地理書の感覚に近い「人種観」に近かった。詳しくは、姜兌**玧**「初期福沢諭吉の人種観―S. A. ミッチェル問題」（『法学政治学論究』第一一四号、二〇一七年）を参照。

（9）*Political Economy*, notice.

（10）前掲『文明と啓蒙』八六頁。

（11）バートランド・ラッセル著、市井三郎訳『西洋哲学史：古代より現代に至る政治的・社会的諸条件との関連における哲学史』（みすず書房、一九六九年）六一七頁。

（12）バートンは「労働の分業と組織」（Division and Organisation of Labour）章においてアダム・スミスの『国富論』の有名な例であるピン生産の例を挙げて、分業が労働生産性向上につながる理由を説明している。無論労働価値説を基盤としたこの分業理論も、スミスが主唱した理論である。*Political Economy*, pp. 78-82. 参照。また、スミスの『国富論』に現れる分業概念については、Ha-joon Jang, *Economics: The User's Guide*, Bloomsbury Press, 2014, pp. 25-26. を参照。

（13）*Economics: The User's Guide*, p. 85.

（14）Ibid., p. 86.

（15）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三八九頁。

（16）「freedom」と「liberty」の摂取について、安西敏三『福沢諭吉と西欧思想：自然法・功利主義・進化論』（名古屋大学出

版会、一九九五年）二三二―二四二頁を参照。

(17) *Political Economy*, p. 1.

(18) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三八九頁。

(19) 前掲『文明と啓蒙』九四頁。

(20) 例えば鈴木貞美は一般的な儒学ないし天道思想で「自由」の概念を受けとめていたとみており、金錫根は福沢が西洋を紹介しながら注目した「自由」には既に「民権」概念が含まれていたと述べている。鈴木貞美「明治期日本の啓蒙思想における「自由・平等」―福沢諭吉、西周、加藤弘之をめぐって」（『日本研究』第四〇号、二〇〇九年）及び金錫根著、李英美訳「福沢諭吉における「自由」と「通義」：「独立不羈」の政治学」（『福沢諭吉年鑑』第二八号、二〇〇一年）を参照。また、「擬制」を中心に福沢の自由観において方法論的視座を提示した研究として、松田宏一郎『擬制の論理　自由の不安』（慶應義塾大学出版会、二〇一六年）を参照。

(21) 宮村治雄「自由」（米原謙編『政治概念の歴史的展開』10巻、晃洋書房、二〇一七年）及び「福沢諭吉に於ける「専擅」と「自由」」（『福沢諭吉年鑑』三四、二〇〇七年）を参照。

(22) *Political Economy*, p. 3.

(23) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三九二頁。

(24) *Political Economy*, p. 6.

(25) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三九五頁。

(26) 前掲「初期福沢諭吉の人種観」一四九頁。

(27) *Political Economy*, p. 4.

(28) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三九三頁。

(29) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三八五頁。

(30) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四五六頁。

(31) 小論で参考にしたのは Wayland, Francis, *Elements of Political Economy*, Boston: Gould and Lincoln, 1856 である。「Of the different Products of the various forms of industry」は、五二―五六頁である。

(32) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四六三頁。

（33）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四七〇―四七二頁。

（34）福沢は一八六八（明治元）年から偽版の取り締まりを政府に願い出る等、早くから版権擁護活動に先駆けていたと言われる。福沢と著作権確立に関しては、河北展生「福澤諭吉の初期の著作権確立運動」（『近代日本研究』第五巻、一九八八年）及び平岩昭三「著作権擁護活動における福沢諭吉の先駆的役割について」（『芸術学』第一八号、一九七八年）を参照。

（35）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四八五―四八六頁。

（36）小論で参考にしたのはBlackstone, William, *Commentaries on the Laws of England*, Vol. 1, London: John Murray, Albemarle Street, 1857である。

（37）*Elements of Political Economy*の中、Chapter Third, of Public Consumption, Section I. Of Taxes, or the Manner in which Public Expenditure is Provided For. pp. 388–406.

（38）詳しくは、安西敏三の「福澤諭吉とW・ブラックストン『イングランド法釈義』：『西洋事情』第二編における導入にまつわる若干の問題」（『近代日本研究』第2巻、一九八五年）及び前掲『福沢諭吉と西欧思想』を参照。

（39）*Commentaries on the Laws of England*, Vol. 1, pp. 109–132.

（40）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四九三―五〇三頁。

（41）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四九四頁。

（42）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四九四頁。

（43）*Commentaries on the Laws of England*, Vol. 1, pp. 110–111.

（44）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、四八七―四八八頁。

（45）ウェーランドの『経済論』の中で「収税論」の位置づけや福沢の入手過程については、大淵利男「フランシス・ウェイランドの「収税論」と福沢諭吉」（『政経研究』第三一号、一九九五年）を参照。またウェーランドと福沢諭吉の関係については、伊藤正雄『福沢諭吉論考』（吉川弘文館、一九六九年）を参照。

（46）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、五〇三―五二三頁。

（47）前掲『福沢諭吉論考』、一一七―一二〇頁。

（48）*Political Economy*, p. 1.

（49）前掲『福沢諭吉全集』第一巻、三八九頁。

（50） *Political Economy*, pp. 67–82.
（51） Ibid., pp. 67–68.
（52） Ibid., p. 68.
（53） Ibid., p. 70.
（54） 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第三巻（岩波書店、一九六九年）、三〇頁。
（55） 前掲『福沢諭吉全集』第三巻、三四頁。
（56） *Political Economy*, p. 67.
（57） Ibid., p. 68.
（58） Ibid., p. 69.
（59） 前掲『福沢諭吉全集』第三巻、二九頁。
（60） ウェーランドは、単純労働（manual labor）と知的労働（educated labor）と、労働を区分づけている（*Elements of Political Economy*, p. 291）。
（61） 前掲『福沢諭吉全集』第三巻、三〇頁。
（62） *Political Economy*, p. 69.
（63） Ibid., p. 70.
（64） Ibid.
（65） Ibid., p. 71.
（66） 前掲『福沢諭吉全集』第三巻、二九―三〇頁。
（67） 前掲『福沢諭吉全集』第三巻、三三頁。

姜　兌玧（カン　テユン）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
慶應義塾福沢研究センター調査員
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域　日本政治思想史
主要著作　「初期福沢諭吉の人種観――S. A. ミッチェル問題――」『法学政治学論究』第一一四号（二〇一七年）